

「かごしま木育教材（かごもく）」貸出要領

第1 目的

この要領は、県産材を使用した「かごしま木育教材（かごもく）」（以下「木育教材」という。）の貸出を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 貸出用の木育教材

別表に示すとおりとする。

なお、この木育教材は、（一社）鹿児島県林材協会連合会（以下「県林材連」という。）が所有する。

第3 貸出対象者

貸出対象者は、貸出に併せて、「鹿児島県木育インストラクター」（以下「インストラクター」という。）による「木育」を受講した以下の者とする。

- (1) 県内の保育所や幼稚園、小学校等
- (2) 子育て支援や木材に関するイベントを行う団体など

ただし、営利目的の活動は対象外とする。

第4 貸出期間

原則として、2週間以内とする。

ただし、貸出の予約状況によっては、貸出期間が短くなる場合がある。

第5 受渡場所

県林材連事務所（鹿児島市東開町3番2号）及び大隅地区林材協会事務所（大隅森林組合内 鹿屋市西原3丁目7—34）とし、運搬等は借用者で行うものとする。

ただし、離島等の遠隔地については、県林材連が受渡場所を別途指定する。

第6 受渡時間

原則として、平日の8時30分から17時までとする。

第7 貸出料

別表に示すとおりとする。

ただし、インストラクターが、自ら「木育」で使用する場合に限り、貸出料は無料とする。

第8 貸出手続

(1) 貸出申請及び決定

借用者は、貸出申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、貸出希望日の2週間前までに県林材連へ提出すること。

県林材連は、貸出申請書の内容及び貸出状況を踏まえ、貸出の可否を通知する。

なお、木育教材は、原則として、貸出申請書の先着順に貸し出すものとする。

(2) 使用料の支払い

借用者は、貸出の決定確認後、速やかに、県林材連の指定する口座に貸出料を振込むこと。

第9 返却手続

借用者が木育教材を返却するときは、数量や破損等の有無を確認し、実績報告書（別記第2号様式）に使用状況写真を添えて、返却期限までに県林材連事務所（鹿児島市東開町3番2号）及び大隅地区林材協会事務所（大隅森林組合内 鹿屋市西原3丁目7—34）に返却することとする。

なお、木育教材の紛失及び破損等が発生した場合は、紛失・破損等届出書（別記第3号様式）に必要事項を記入の上、実績報告書等に添付の上、提出すること。

第10 その他

(1) 貸出計画及び実績等の公開への協力

木育普及の一環として、貸出計画や実績等を県林材連のホームページ等で紹介するため、借用者は使用状況写真の公開に協力すること。

(2) 留意事項

- ①貸出申請書に記載された活動目的以外の使用を禁止する。
- ②借用者は、衛生管理や安全管理に十分配慮すること。
- ③貸出中の木育教材に関する事故に関しては、県林材連は一切の責任を負わない。
- ④借用者が、故意または過失等により、木育教材を紛失、破損等した場合は、借用者は修繕費用等を全額負担するものとする。
- ⑤借用者は、木育教材を第三者に転貸してはならない。
- ⑥本要領に定めのない事項等については、別途協議すること。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

この要領は、令和5年6月1日から施行する。